

[事案 23-5-6] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

*夫婦 2 名より、同様の事実経過にもとづく同一会社への申立て

・平成 23 年 8 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

銀行員（募集人）の虚偽説明および説明不十分により、商品内容を誤解して申し込んだとして、変額個人年金の取消し、既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

国債が満期を迎えるに当たり、銀行員（募集人）から勧誘を受け、預金と同等の商品であると信用させられ、平成 16 年 12 月、預金のつもりで保険料一時払（1,000 万円）で変額個人年金（申立契約 1）に加入した。さらに翌年（17 年）12 月にも保険料一時払（保険料各 500 万円）で変額個人年金 2 本（申立契約 2・3）に加入した。

契約前から、「過去に株で失敗しているから同じ失敗はしたくない…」と募集人には話していたにもかかわらず、3 件の契約のいずれの勧誘に際しても、募集人は、下記のような不適切な募集により、詳細な商品説明、殊に運用リスクおよび中途解約時の説明をせず、預金と同等の商品である旨虚偽の説明をした。そのため、資金が必要時にいつでも解約できる商品であると誤認して、求めていた商品性(変動商品でないこと、10 年以内で元本を返してもらえること等)に適合しない商品を契約してしまったので、3 件の契約を取り消し、既払込保険料(合計 2,000 万円)を返還してほしい。

- (1) 商品説明は口頭のみで、パンフレットに基づく説明は受けていない。
- (2) 保険会社の商品であること、株式による運用であること、解約返戻金に元本割れの可能性があることの説明がなかった。
- (3) 解約手数料や諸費用について説明は受けていない。
- (4) 「特に重要なお知らせ・契約のしおり・約款」による説明も受けておらず、受け取っていない。

<保険会社の主張>

下記のとおり、募集人はパンフレットその他の募集資料を提示しながら、リスクを含めた本件商品の内容につき適切に説明しており、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) パンフレット、「特に重要なお知らせ・契約のしおり・約款」を交付し、商品内容について説明を行っている。
- (2) 「保険商品のご提案にあたって」には、預金でないこと、元本保証がないこと、預金保険の対象外であることが明記されている。
- (3) 申立人は、平成 16 年加入の変額個人年金(申立契約 1)の運用について好感したため、同 17 年に申立契約 2 および 3 の勧誘に至ったものである。

<裁定の概要>

裁定審査会は、申立人の主張を法律的根拠として、要素の錯誤による無効もしくは詐欺による取消しを主張するものと解し、当事者双方から提出された書面の内容および申立人

夫妻、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の事実により、申立人の主張するような錯誤の存在を認めることはできず、また、仮に、申立人が錯誤に陥っていたとしても、下記の事実を照らせば、申立人には重大な過失【注】があると言わざるを得ないので、申立人から無効を主張することはできない（民法95条ただし書）。

また、募集人による欺罔行為を認めることはできないので、詐欺による取消しも認めることはできない。

よって、申立人の申立内容は認めることができないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

1. 当事者提出の書面および事情聴取に認められる事実

当事者の提出した書面および事情聴取（申立人夫妻、募集人）の結果によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 申立人は、平成16年12月に申込みをする際も、同17年12月に申込みをする際にも、自宅において、申立人の夫（妻）と共に、少なくとも約1時間、募集人から申立契約についての説明を受けた。
- (2) 申立人が自署・押印している各申込書には、「変額個人年金保険」、「〇〇生命保険株式会社 御中」等、本件商品が生命保険であることを示す記載が各所に存在している。
- (3) 申立契約1の申込書の「受領・確認欄」には、「1. 『特に重要なお知らせ／ご契約のしおり・約款』『特別勘定のしおり』を確かに受け取りました。2. 私は貴社の変額個人年金保険の加入に際し、当契約申込書裏面の[変額個人年金保険に関する確認書]に記載されている事項について、生命保険募集人から説明を受け、その内容を確認しました。」との記載がある。また、申立契約2・3の申込書にも同様の記載があり、同欄には、いずれもこれを肯定する申立人の押印が存在する。

2. 契約申込前におけるパンフレットに基づく説明の有無

下記のとおり、募集人が申立人に対し商品内容を説明するにあたり、パンフレット等を用いなかった（交付されなかった）とする申立人の供述は、不自然と言わざるを得ず、採用することはできない。

- (1) 前述のとおり、各申込書の「受領・確認欄」には、『特に重要なお知らせ／ご契約のしおり・約款』『特別勘定のしおり』を受領したことを自認する押印が存在する。
- (2) 一般的に、募集人が変額個人年金保険のような複雑な商品について説明する際に一しかも、約1時間かけて説明するに際し一パンフレット等の募集資料を使用しないで説明することは困難であり、本件においても、募集人はパンフレット等の募集資料に基づき説明したものと推認することができ、この推認を覆すような特段の事情の存在は窺われない。

【注】重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意をすればたやすく結果を予見することができた場合であるのに漫然と見過ごしたような著しい注意欠如があること。